



～鳥インフルエンザ等の防疫対策～

農場、周辺環境の侵入防止対策の確認をお願いします。

昨秋から今年の夏にかけて、欧州、北米及びアジアで高病原性鳥インフルエンザが発生していることを踏まえると、今後、我が国へ飛来する渡り鳥が本病のウイルスを保有している可能性が高いと考えられます。そのため、今シーズンにおいても本病の発生に対して、厳重な警戒が必要と考えられます。

昨年の9月末には国内で回収された死亡野鳥（ハヤブサ）において、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されていることから、家きん飼養者の皆様におかれましては、引き続き裏面に記載している農場への鳥インフルエンザ侵入防止対策の再確認をお願いします。

*** 下記のような症状がみられたら、速やかに家畜保健衛生所へ**

- ・ 死亡率が過去3週と比べて**2倍以上**になった
- ・ **5羽以上**がまとまって死亡している
- ・ とさか・肉垂等の**暗青色化、沈うつ、産卵率の低下**など

青森家畜保健衛生所

電話：017-764-1744 夜間・休日：090-2274-0474

01 重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。

特に、本県では、**本年11月から翌年4月まで**を重点対策期間として設定。

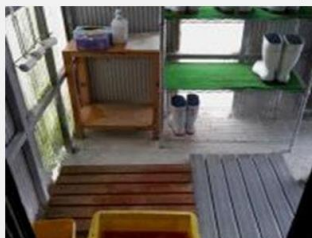
02 発生予防対策

1 家きん飼養農場における発生予防の徹底

入出時対策

消毒・更衣前後における交差のない動線、明確な境界線の確保。

作業従事者のほか、外部事業者も対策を徹底



野生動物対策

農場内の整理・整頓、堆肥舎や鶏糞搬出口への覆いの設置。

一見隙間のなさそうな家きん舎でも入念に侵入口を点検



入気口対策

粉じん、羽毛等の取込み対策に野鳥避けの設置。フィルター設置も検討。

普段は目が届きにくい場所の対策も重要



2 飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検

飼養衛生管理の基本的な管理項目を飼養衛生管理者が一斉点検、毎月都道府県で取りまとめ。

03 まん延防止対策

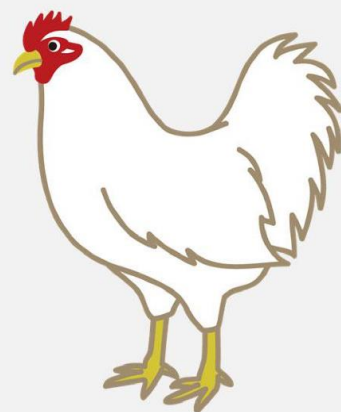
1 毎日の健康観察、異状の早期発見&早期通報

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

2 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

疾病発生時の初動防疫及びまん延防止措置を円滑に講じられるよう、都道府県内の関係部局及び関係機関、市町村、関係団体等と連携。

ネズミや害虫の駆除、破損箇所の修繕、農場及び共同施設への出入り時の消毒などにも注意!



04 監視体制、環境対策等

- ・あひる等の水きん類を飼養している農場は、他に優先して定点モニタリングの対象。
- ・野鳥のサーベイランス検査を実施する体制を構築。
- ・農場周辺の水場、環境での野生動物対策。

青森家畜保健衛生所

電話：017-764-1744 夜間・休日：090-2274-0474